



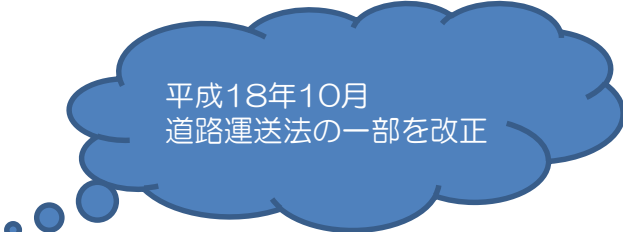
笠松町 地域公共交通会議資料

令和元年8月7日

地域公共交通会議の概要

背景

多様な輸送ニーズに対応しつつ、旅客の利便性と運送における運送の安全性の向上を図るため、乗合旅客の輸送に係る規制の適正化や自家用自動車による有償旅客運送制度の創設等の見直しが行われた。



平成18年10月
道路運送法の一部を改正

自治体・乗合バス事業者・住民・関係者等が地域交通を検討する「地域公共交通会議」の仕組みを導入

旅客自動車運送事業者によることが困難で、かつ、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保する必要がある場合に、地方公共団体、バス事業者、地域住民等の地域の関係者の合意が得られている場合に、市町村やNPO等による自家用自動車を使用した有償旅客運送が可能となった。

自家用自動車による有償旅客運送登録制度の創設

道路運送法第79条

自家用有償旅客運送を行おうとする者は、国土交通大臣の行う登録を受けなければならない。

道路運送法施行規則第9条の3

(地域公共交通会議の構成員)

第九条の三 地域公共交通会議は、次に掲げる者により構成するものとする。

- 一 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事その他の地方公共団体の長
- 二 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- 三 住民又は旅客
- 四 地方運輸局長
- 五 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体

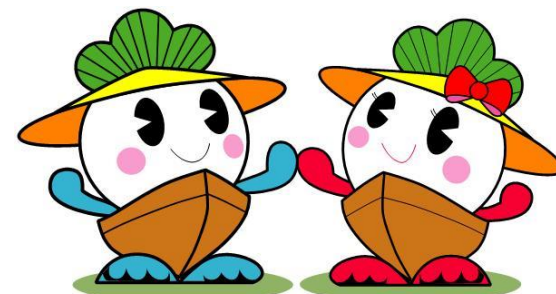
2 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、地域公共交通会議に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 路線を定めて行う一般乗合旅客自動車運送事業又は第四十九条第一号に規定する市町村運営有償運送について協議を行う場合には、次に掲げる者
 - イ 道路管理者
 - ロ 都道府県警察
- 二 学識経験を有する者その他の地域公共交通会議の運営上必要と認められる者

笠松町地域公共交通会議（笠松町地域公共交通会議設置要綱）

協議事項（第2条）

- ① 本町の公共交通政策の推進に関すること。
- ② 具体的な路線等に係る運行の確保に関する計画について
- ③ 町運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価について
- ④ その他生活交通の確保に関する必要な事項
- ⑤ ①～④のほか、笠松町長が特に必要と認める事項



組織（第3条） 20人以内の委員で組織し、次に掲げる委員又は、組織を代表する委員をもって構成。

- ① 笠松町長
- ② 関係する一般乗合旅客自動車運送事業者
- ③ 関係する一般乗合旅客自動車運送事業者団体
- ④ 住民又は利用者
- ⑤ 運輸行政監督機関
- ⑥ 関係する一般乗合旅客自動車運送事業者の運転者が組織する団体
- ⑦ 道路管理者
- ⑧ 交通管理者
- ⑨ 交通会議の運営上必要と認められる者

交通会議に会長を置き、会長には笠松町長又はその指名する者を充てる。

会長は交通会議を代表し、会務を統括する。

会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

笠松町地域公共交通会議（第4条）

必要に応じ会長が招集

委任状を含め、委員の過半数の出席をもって成立

交通会議の議長は、会長が行う

会長は必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

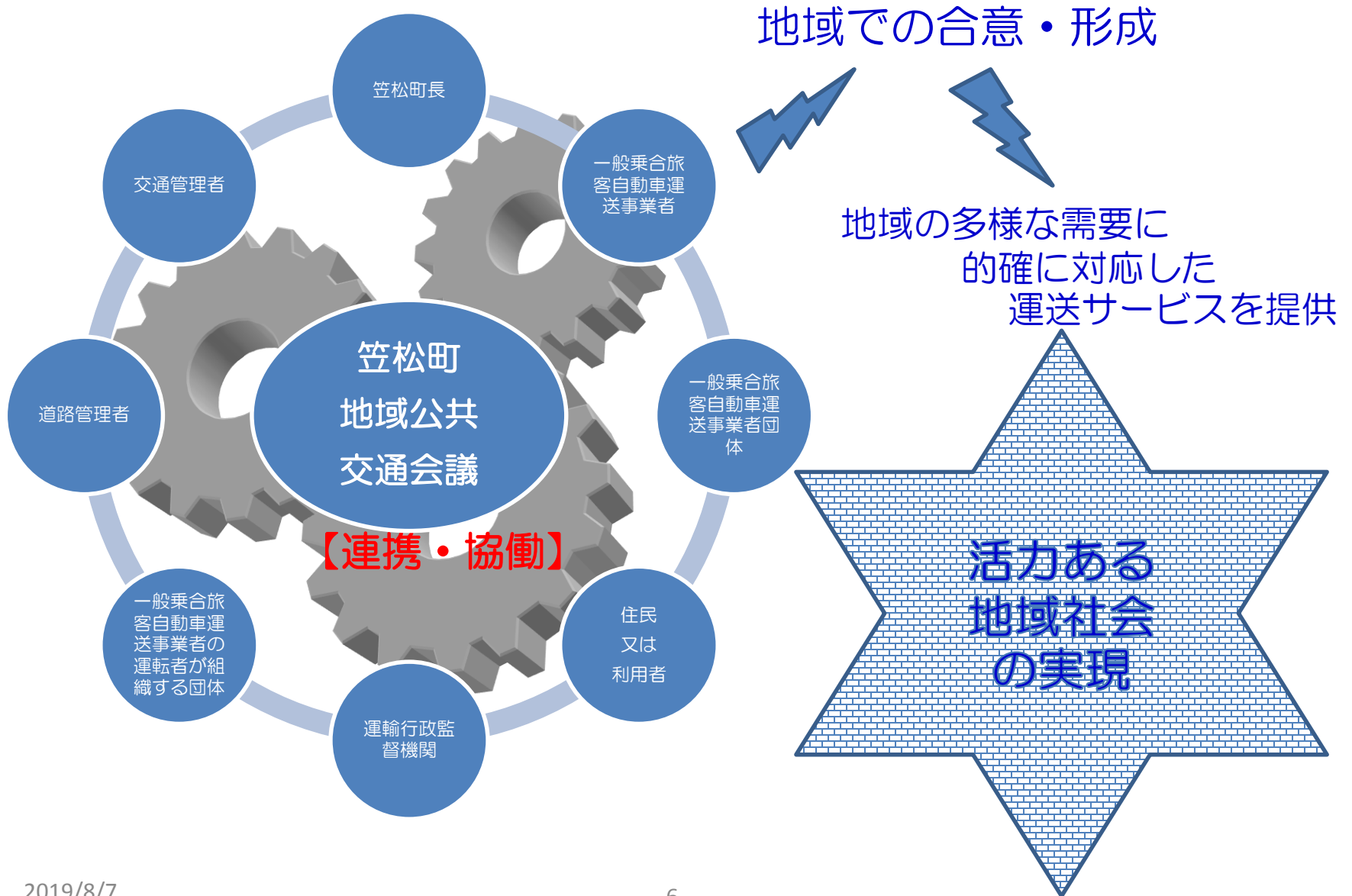
会議を欠席する場合は、委任状を提出することができる。

会議は原則として公開

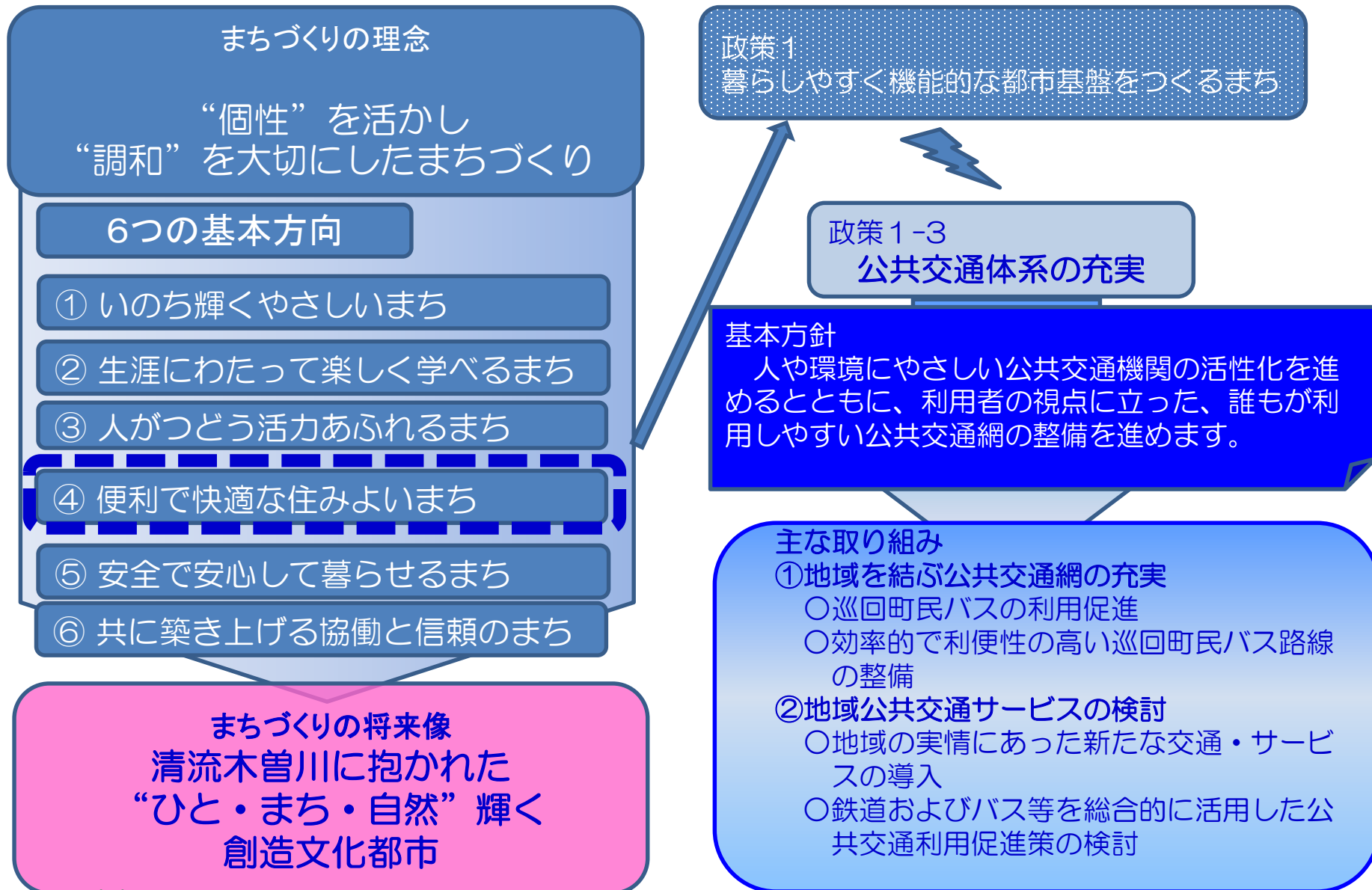
協議結果の取扱い（第5条）

交通会議において協議が整った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

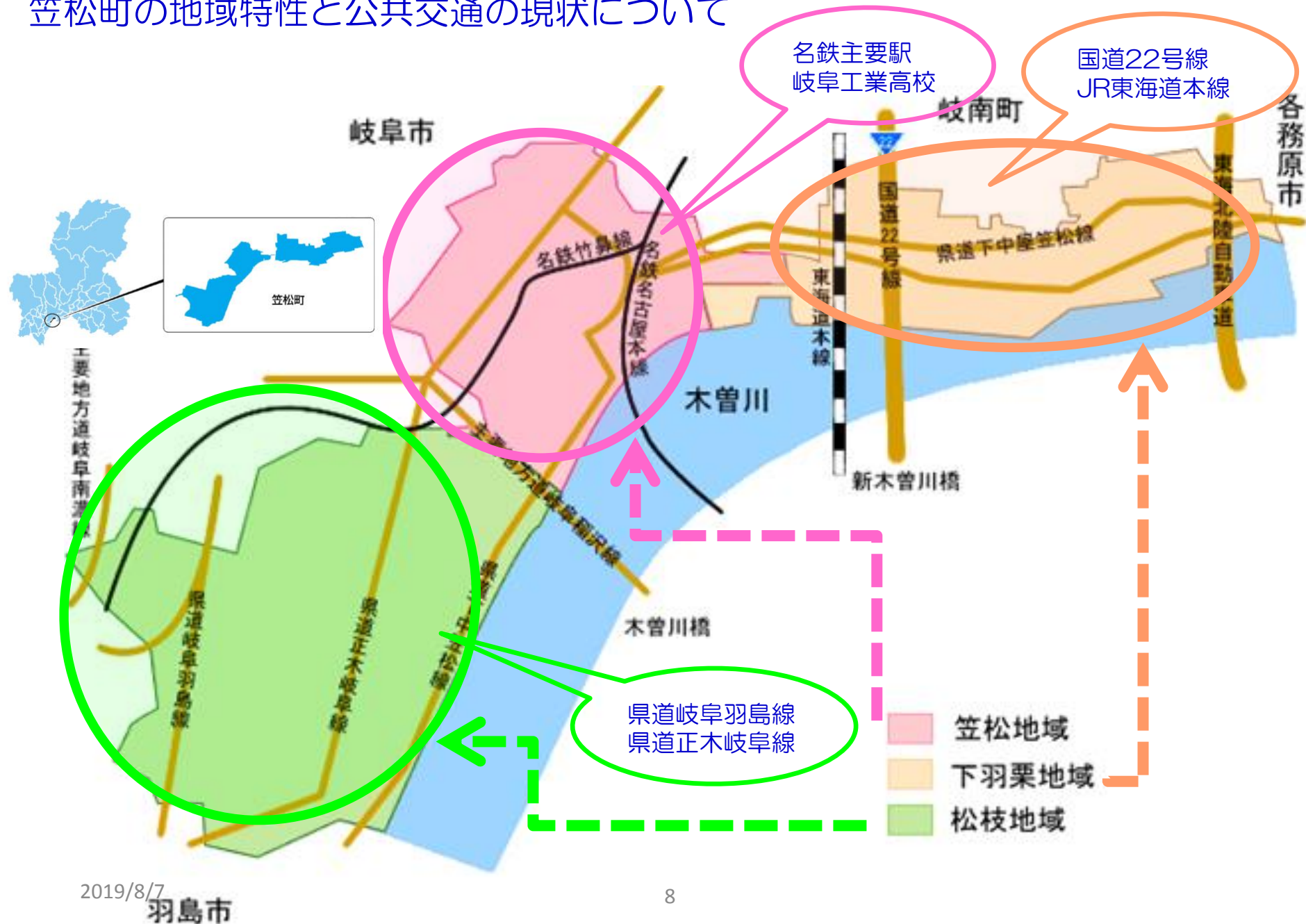
笠松町地域公共交通会議イメージ



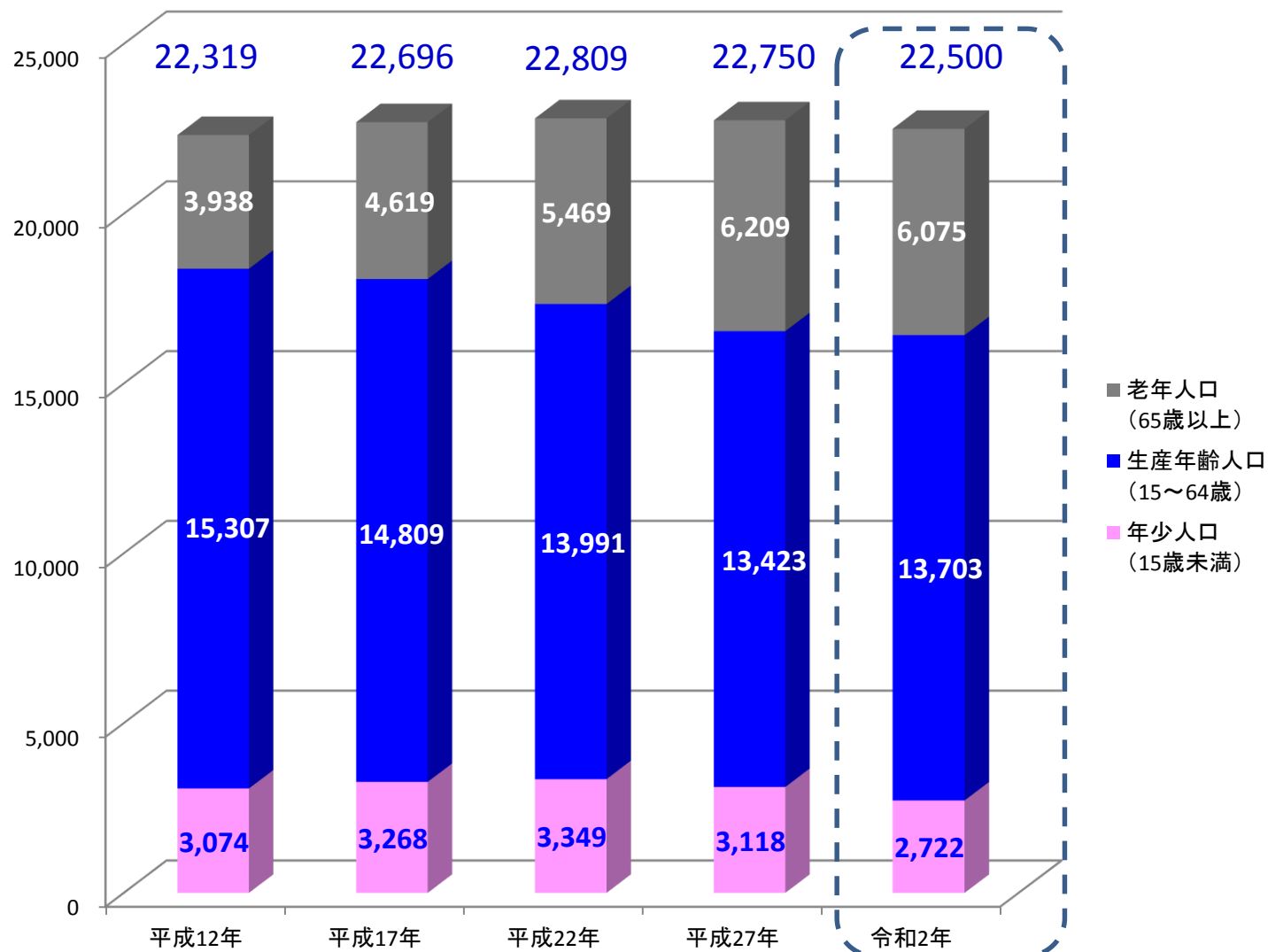
笠松町第5次総合計画での公共交通の位置付け



笠松町の地域特性と公共交通の現状について



国勢調査による年齢3区分別人口



※令和2年度の数值は
笠松町第5次総合計画での設定人口

名鉄駅の利用状況

(単位:人)

区 分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
笠松駅	乗降者人員	2,820,557	2,983,828	3,006,460	3,065,856	3,169,654
	1 日 平 均	7,796	8,240	8,310	8,474	8,761
西笠松駅	乗降者人員	393,739	403,328	397,938	398,199	410,080
	1 日 平 均	1,089	1,116	1,100	1,102	1,136
合計	乗降者人員	3,214,296	3,387,156	3,404,398	3,464,055	3,579,734

資料:名古屋鉄道

笠松町公共施設巡回町民バスの沿革

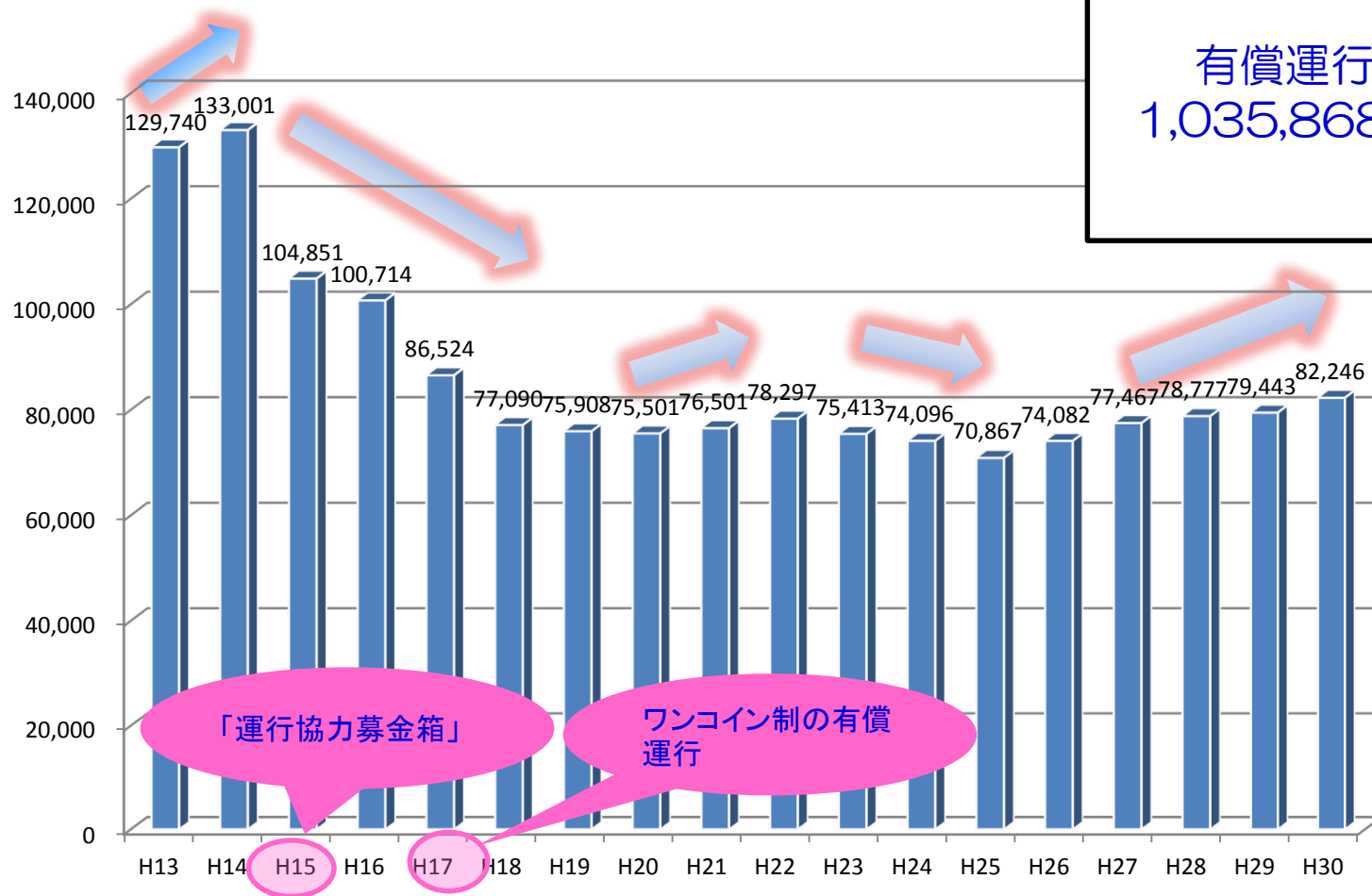
昭和60年12月	町民バスの試行運行を開始
昭和61年 4月	通学バス運行開始
平成 5年 8月	公共施設巡回町民バス試行運行開始（4回/日）
平成 6年 5月	10人乗りワゴン導入
平成 7年 5月	2台によるコース運行開始（12便/日）
平成11年 8月	マイクロバス導入
平成15年 3月	運行継続のため「運行協力募金箱」を設置
平成17年10月	巡回バス運行形態変更（1乗車100円の有償運行） リフト付きバス導入
平成21年 4月	平日の最終便を18時台に変更（1時間延長）
平成26年10月	新型車両（低床バス）2台導入
平成30年12月	乗車人員200万人達成

笠松町公共施設巡回町民バスの現状

運行形態	自家用車の有償運送（道路運送法第79条）
運行区間	下門間←役場→米野高瀬 門間線（下門間行き）・米野線（米野高瀬行き）の2系統
距離	約20km
ダイヤ	12便／1日（月～土曜日の下記以外） 6便／1日（米野高瀬・下門間行きの日曜日・祝日）
時間	50分
停留所数	38か所 半径300m圏内に停留所設置
時刻	7:20～19:10（毎時20分）
運休	年末年始（12月29日～1月3日）
バス仕様	① 33人乗り小型ノンステップバス ② 33人乗り小型ノンステップバス ③ 36人乗りリフト付きバス
運賃	1人1乗車100円 （小学校就学前は無料・重度障がい者使用料免除制度有） 回数券（11枚）を1,000円で販売
助成制度	岐阜県市町村バス交通総合化対策費補助金の交付を受けている

笠松町公共施設巡回町民バスの利用状況

年度別乗車人員（単位：人）

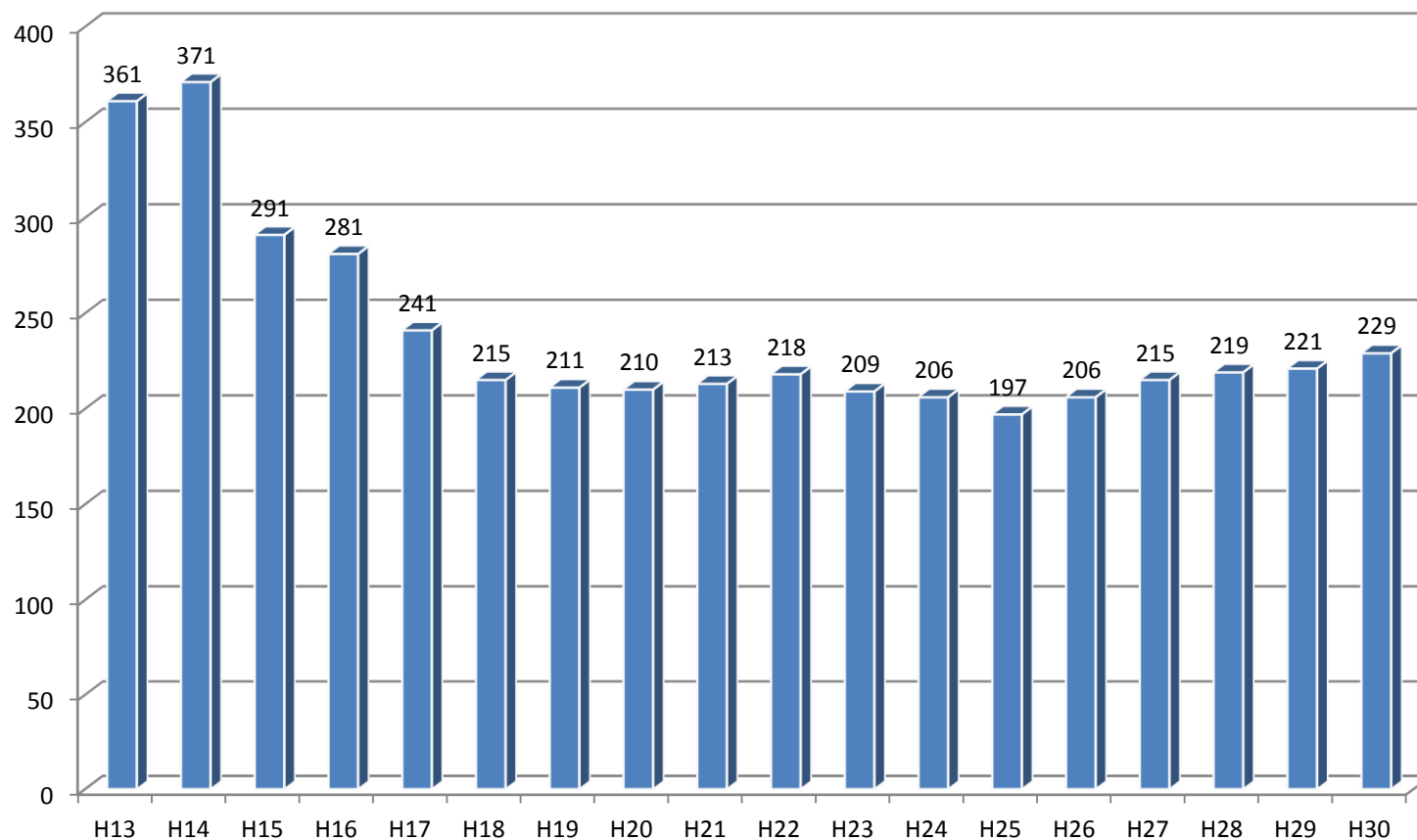


延べ乗車人員
2,020,361人

有償運行
1,035,868人

笠松町公共施設巡回町民バスの利用状況

年度別 1 日あたりの乗車人員（単位：人）

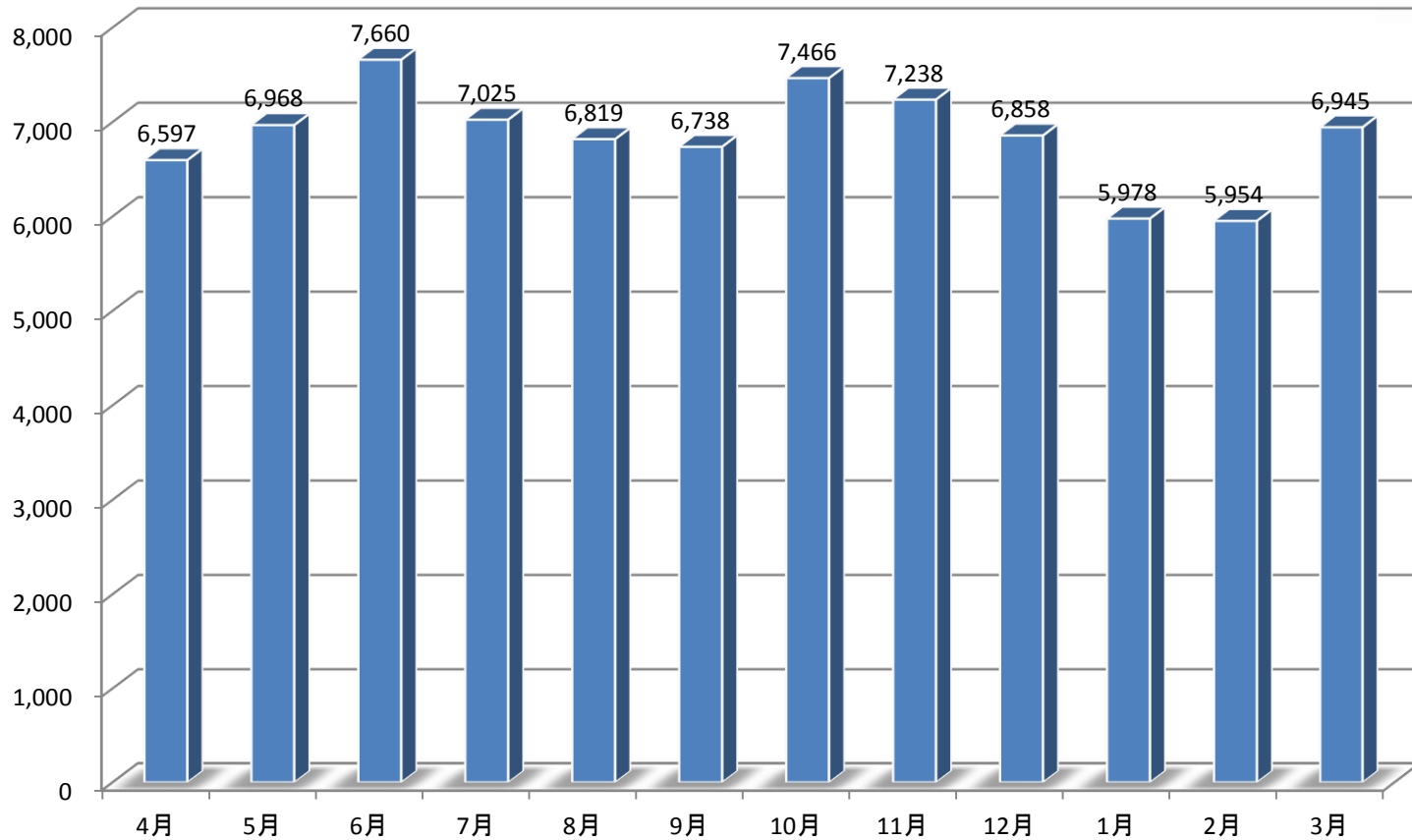


笠松町公共施設巡回町民バスの利用状況

月平均6,800人以上の方が利用



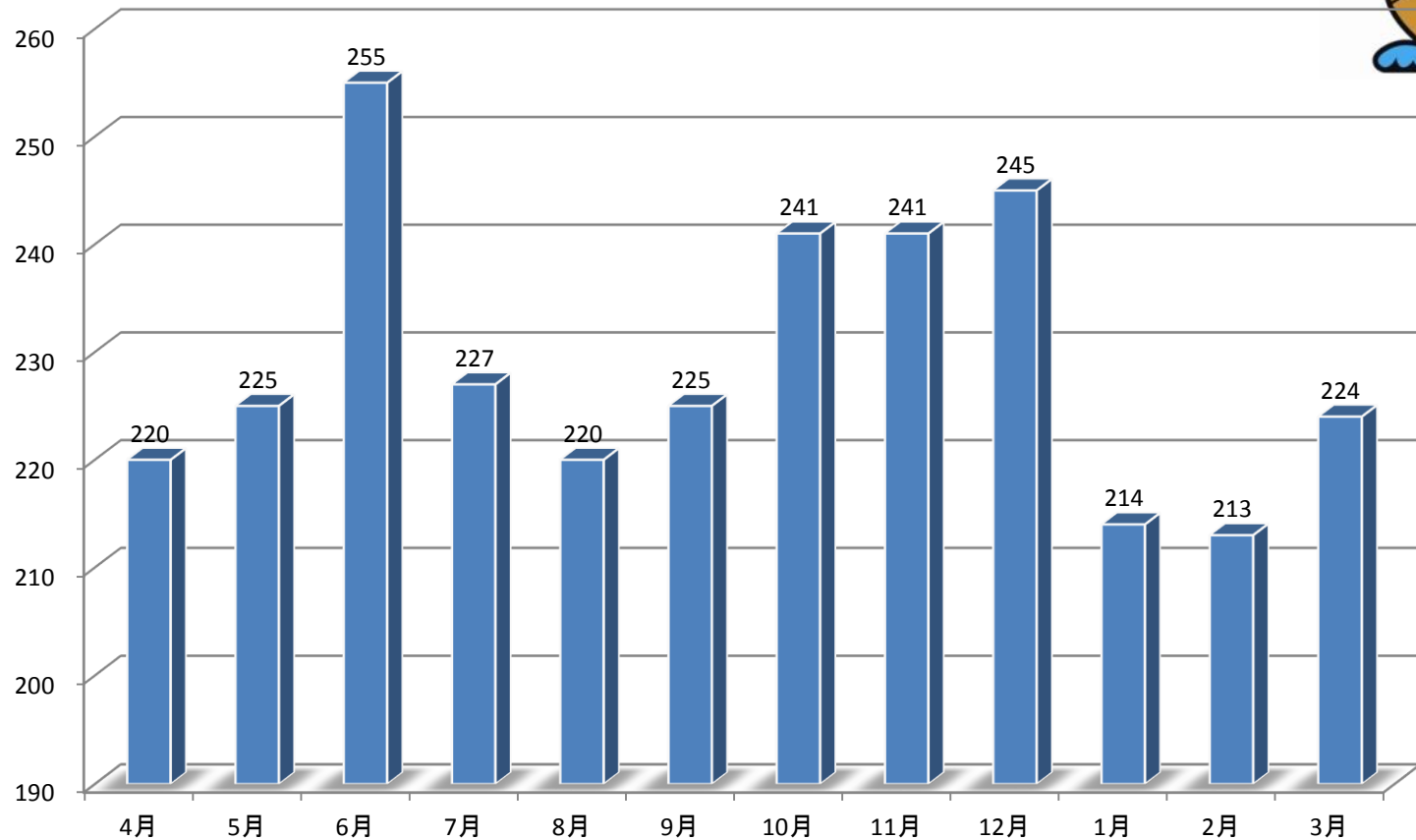
平成30年度 乗車人員（単位：人）



笠松町公共施設巡回町民バスの利用状況

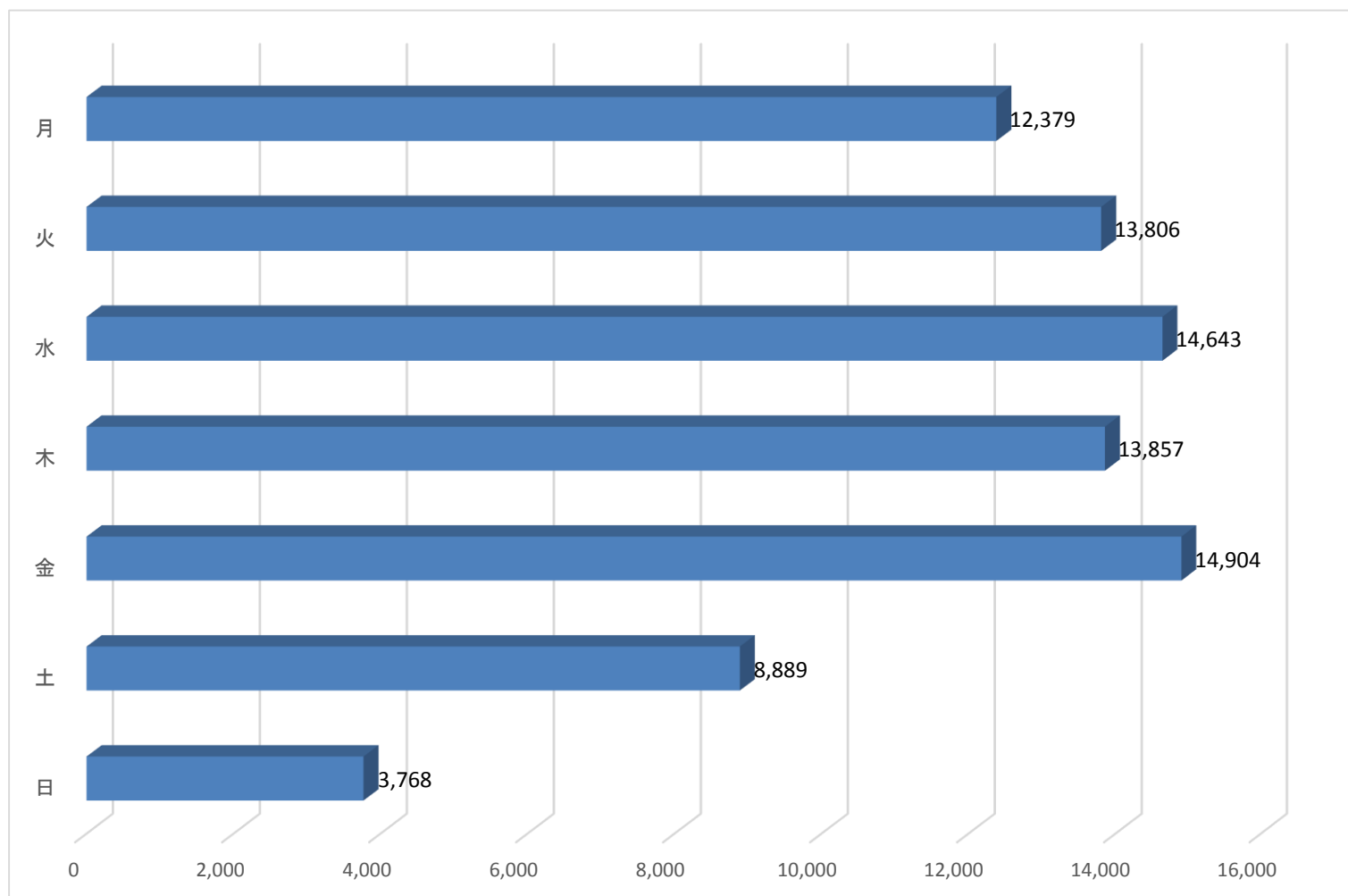
1日あたり229人の方が利用

平成30年度 1日あたりの乗車人員（単位：人）



笠松町公共施設巡回町民バスの利用状況

平成30年度 曜日別乗車人員（単位：人）

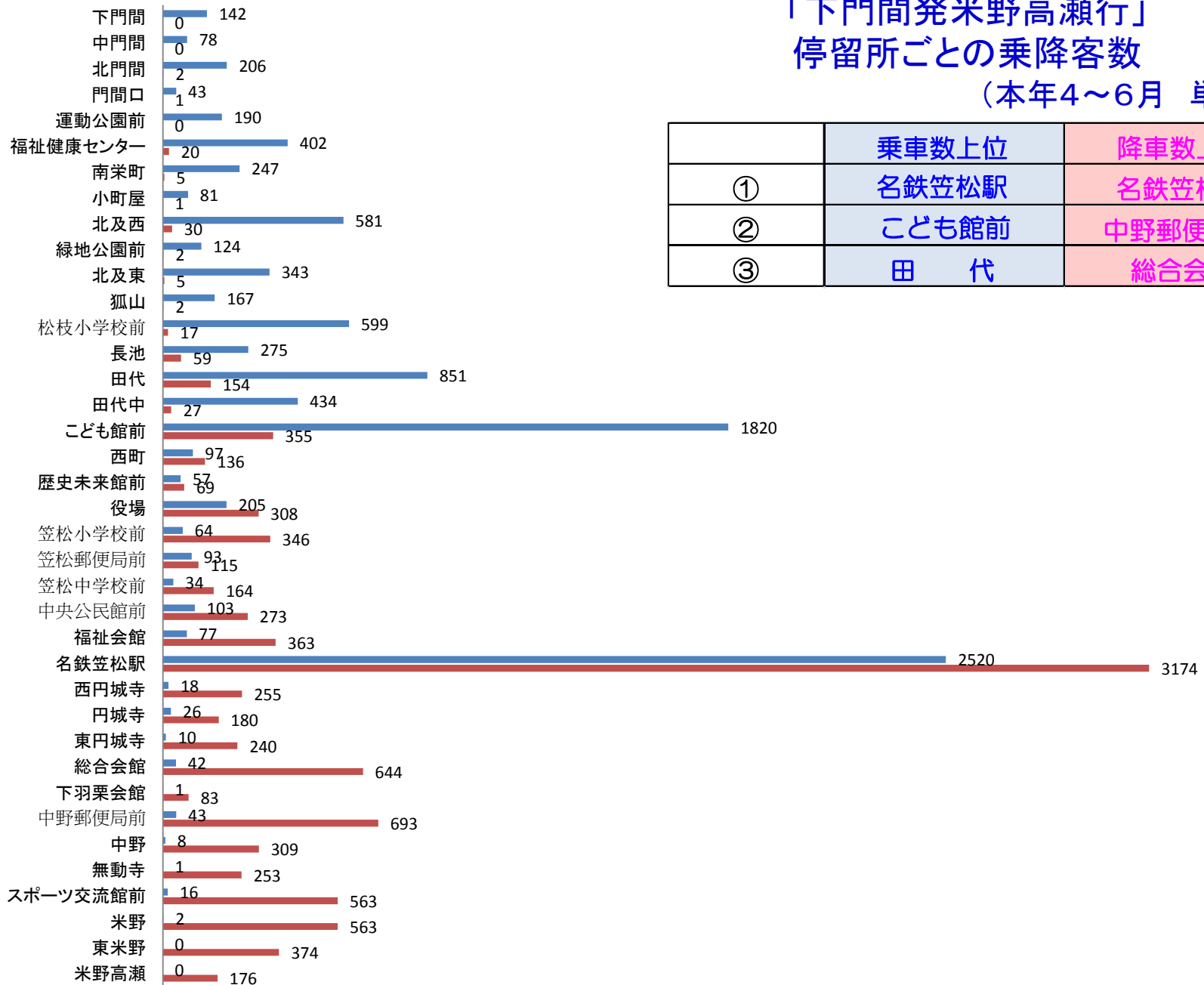


「下門間米野高瀬行」

停留所ごとの乗降客数

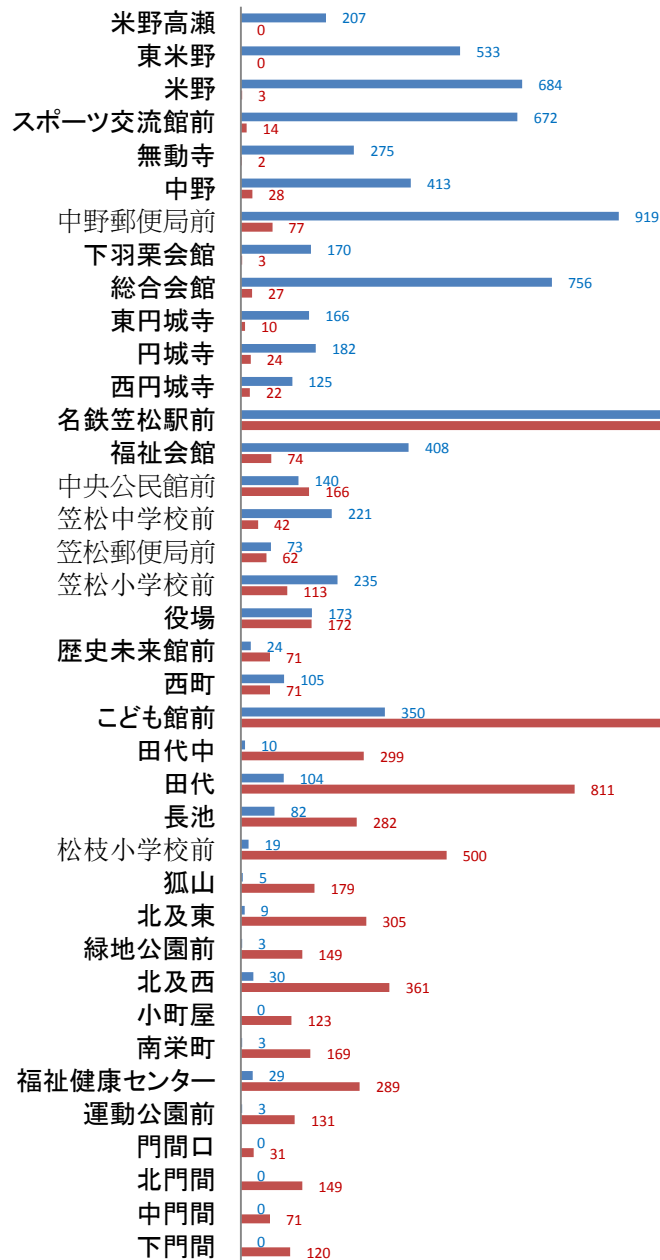
(本年4～6月 単位:人)

	乗車数上位	降車数上位
①	名鉄笠松駅	名鉄笠松駅
②	こども館前	中野郵便局前
③	田代	総合会館



「米野高瀬発下門間行」 停留所ごとの乗降客数

(本年4～6月 単位:人)



	乗車数上位	降車数上位
①	名鉄笠松駅	名鉄笠松駅
②	中野郵便局前	こども館前
③	総合会館	田代

笠松町公共施設巡回町民バスの事業状況

収入内訳		平成28年度	平成29年度	平成30年度
バス運行使用料		7,330,200	7,424,300	7,729,700
	現金	4,424,200	4,476,300	4,638,700
	回数券	2,906,000	2,948,000	3,091,000
運行費補助金		3,289,000	3,752,000	3,145,000
広告掲載料		534,000	594,000	564,000
計		11,153,200	11,770,300	11,438,700

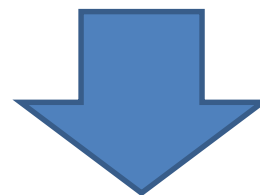
支出内訳		平成28年度	平成29年度	平成30年度	備 考
需用費		3,967,093	3,451,128	4,554,595	
	消耗品費	965,552	1,016,144	1,273,741	タイヤ等
	印刷製本費			75,600	回数乗車券印刷
	修繕料	3,001,541	2,434,984	3,205,254	車検等
役務費		52,560	72,448	86,127	
	通信運搬費			1,860	
	手数料	3,300	26,338	38,157	車検用印紙
	保険料	49,260	46,110	46,110	自賠責保険料
委託料		16,588,800	16,588,800	16,588,800	運行管理業務委託
公課費		98,400	98,400	98,400	自動車重量税
計		20,706,853	20,210,776	21,327,922	

(報告) バス停名称変更



平成30年4月
施設名称変更による

22.児童館前



22.こども館前

（報告）通常とは異なる路線を運行

日時

平成30年5月7日（月）～31日（木）

場所

下門間行・米野高瀬行の両方において、
バス停「東円城寺」「円城寺」「西円城寺」を經由せず、
「名鉄笠松駅」「総合会館」間を県道下中屋笠松線で運行

理由

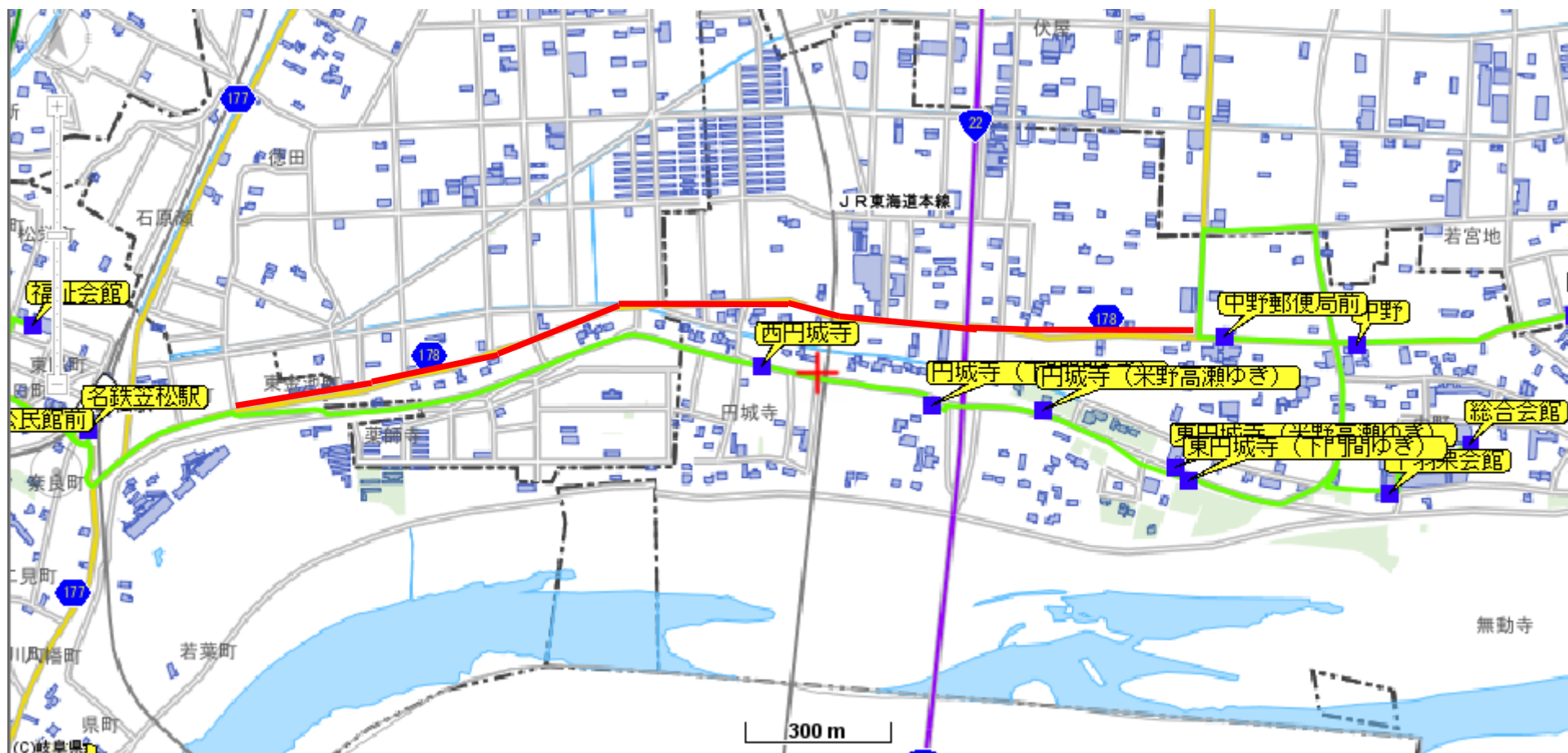
平成30年5月1日（火）より、
バス路線上の円城寺地内（JR高架下道路）における通行制限等の
ため

（JR高架下の線路防護柵に車両が衝突し、それが破損し危険なため）

対応

バス停掲示、町内会に情報提供、町HPに掲載、委員に報告など

(報告) 通常とは異なる路線を運行



緑線が通常。赤線が通常とは異なる路線



笠松町地域公共交通会議